

## 第7回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年7月22日（水）午前10時～午前11時08分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ      副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし      伊藤祐司      木村さゆり      富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久      議事課長 福岡弘恵      議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 広報広聴に関する協議の場について

（委員長） 広報広聴に関する協議の場の定数について会派からの意見を伺いたい。

（公明党、無会派）

議員全員がよい。

（長久手グローバルネット）

議員全員がよいが、半分の人数であれば委員長と副委員長の負担が増えるため手当が必要だと思う。

（改革ながくて）

瀬戸市議会始め瀬戸市議会が参考とした東村山市議会、知多市議会等他市議会を学び、本市議会にあった方法を決めるべきという意見であった。委員は8人から9人がよい。

（委員） 全員でよいと思う。

（委員長） 全員で活動している瀬戸市議会や少人数で活動している高浜市議会や知多市議会など他市議会へ視察へ行くか、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況のため、視察が難しければ書面で質問して回答をもらい、本市議会としての定数を決めてはどうか。

＜異議なし＞

（委員長） 先進地の市議会へ質問内容を送り、回答をもらうこととするので次回、質問の内容を考えてきてほしい。

#### (2) 市民アンケート調査について

（委員長） アンケート内容を特別委員会か協議の場のどちらで決めていくか意見が分

かれたため会派に持ち帰ってもらったので再度意見を伺いたい。

(公明党) 特別委員会で大方決めておいてはどうか。

(長久手グローバルネット)

東郷町議会の資料を配付した。今のままだと市民が議会を理解していないのでアンケートを実施しても市民は興味がないのではないか。まず議会だより等で議会とは何か知ってもらったうえでアンケートを実施した方がよい。アンケート内容については協議の場で決める。

(無会派) 大枠は特別委員会で決める。議会として意識調査として深く掘り下げる必要があるが、詳細は今後の協議の場でお願います。

(改革ながくて)

アンケート実施の方向のもと、協議の場で進めていくのがよい。

(委員) アンケートを実施する方向になったため、来年度の予算に要望してもらい、広報広聴の役割として市民へ聴く内容等議論して決めることが大事である。無会派からもアンケートを実施するから聴く内容を決めるのではなく聴きたいことがあるからアンケートを実施するのではないかという意見があった。

(委員長) 意見が分かれているが、来年の5月に協議の場が立ち上がるとして、意見を伺いたい。

(委員) 新たな委員でいろいろ議論して進めていく必要があるがスムーズに進むのかという不安はある。

(委員) アンケートをいつ実施するかは決まっているのか。

(委員長) 決まっていない。前は定期的に実施するという意見もあった。

(委員) 時間の期限があるかどうかで現状に即した形で合理的な方向性を協議した方がよい。

(委員) 前回のアンケートは議会基本条例を制定するために実施しただけである。議会基本条例第22条に「この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とあり、その他市民の意見をよく聴いたり広報により活動を知らしめる等をどうしたら実現できるかの手法の一つがアンケートで意見を聴くことであり、方法はホームページ等いろいろある。できる限り4年に1回は評価してもらうためにも実施する必要があると思う。何らかの形で市民がどう考えているか、議員の活動を知ってもらうことを含めてアンケート等はやっていく必要はある。これらのことも含め次の協議の場で議論してもらえばよい。特別委員会で検討事項について進めているが、本当に必要なことや議長の提案しているICTの取組なども議論する必要があると思う。

(委員長) アンケートについては新たな協議の場で決めることでよいか。

<異議なし>

(委員) 特別委員会としては、アンケートは実施するべきで、予算の確保をお願いするというを決めたということによいのではないか。

(委員長) 前回のアンケート実施後に市民から質問項目に対する回答についての問題点を委員会で取り上げてなかったためアンケートの回答の対応についての要望をそえて新しい協議の場へ送ることとする。

(3) 反問権について

(委員長) 反問実施要綱の文言について改正する必要があるかどうか意見を伺う。

(公明党、長久手グローバルネット)

このままでよい。

(無党派) 提案として執行部（議場、委員会の答弁者）に質問内容をしっかり伝え、意味がないようであれば要綱を廃止するという意見があった。

(改革ながくて)

このままでよい。執行部へ要綱の位置づけの周知をし適正に実施してもらおう。

(委員) 要綱の第2条の「内容、趣旨及び根拠を確認するため」は必要ないと思う。この「確認」が反問権ではなく質問確認権として理解されてしまっている。執行部と議論するならば、執行部からも質問があつてよいと思う。反問は確認するためだけではないことを想定して反問権を付与した経緯がある。ただし、当初は執行部の情報量で質問されると太刀打ちできないという懸念はあったが、一般質問は執行部と議論する場が変わっていくことが大事であるため、他市町議会のような意味合いの反問権としていけばよいと思う。

(委員) 反問権であるなら委員が言われた部分は必要なくなってしまうが考えさせてほしい。

(委員) 反問権は執行部側には実行してもらい議論を活発にさせた方がよいということか。

(委員) 議員から一方的ではなく執行部からの質問を聞いて進めていこうということであった。運用として質問の時計を止めることや、原則同一質問は1回とするというルールであったが討論したら執行部の情報量にかなわないためこのような文言にしたと思うが一度も実行されていない。現実的には回答のなかでされている。このままでもよいが執行部は実行しないと思う。確認権のみの付与は議会としては勝手であり、反問権を付与したのであれば実行できるようにしたほうがよいと思う。

(委員) 現状として実行されていないことが問題であれば先送りしてもよいと思う。問題が発生した時に対応すればよいのではないか。

(委員) 執行部が実行するかどうかは別としてこのままの要綱でよい。

(委員) 要綱は現状維持と適正な実行。実行できないのであれば文言を変える必要がある。

(議長) 確認権なら必要ない。市長と副市長以外の執行部が議員に言われっぱなしであるため反問できるように要綱をつくった経緯がある。反問に反対の議員

もいたが議会基本条例第9条に「反問することができる。」と定めているため条文は「確認」とし、解釈によって反問できる要綱となっている。

(委員長) 要綱について現状のままでよいという委員は挙手をお願いします。

<賛成多数>

(委員長) 要綱については現状のままとする。執行部へは意見があったことを伝える。

#### (4) 議員間討議について

(委員長) 議員間討議についてこれまで実施していないため、なぜ実施していないのか、実施するためにはどうしたらよいか会派からの意見を伺いたい。

(公明党) 議会基本条例に定めているが、馴染みがなく実施することがなかった。実施している他市町の状況を勉強してはどうか。

(長久手グローバルネット)

どのような使い方ができるかよくわからないため他市町の勉強をする。

(無党派) 現行の申合せ事項は実施しづらいという意見があった。申合せ事項の「開会前までに委員長に申し出る。」をもっと柔軟にできる期日とする。「2議員間討議を行う場」については、議会運営委員会であれば委員以外も討議できるようにする。申合せ事項の内容を実施しやすいよう変えていけば活発になるのではないか。

(改革ながくて)

申合せ事項は実施しづらい。対象となる議案等の選定を含めもう少し細かい実施要項やマニュアルを定める等手順を定めてはどうか。また、議会基本条例検証報告の意見として「実施している市議会を参考に、どうしたら議員間討議できるのか考え直してはどうか。」とあるため、議員間討議を活発に実施している市議会を視察してはどうか。

(委員) 記録の残る場で本音で議論の経験がなく論点の討論がなかなかできないが、記録の残る場でしっかり議論していくことが求められているため議会基本条例第13条は「議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。」としている。実施しづらい理由は、提案の期日が早すぎるという意見もあった。限られた日程の中で突然実施して議案審査できなくなってしまうため、なるべく早く意見が合わないものを出してもらい討論しようということで開会前が期限となっている。以前のように一般質問が先の日程の時は一般質問の勉強が必要なため議案の勉強ができない。実施したい人は委員長に提案することになっているが、委員は議案の勉強が間に合わない。質疑の後が期限ならよいという意見はあった。何らかの形で実施できるとよいと思う。

(委員長) 次回、議員間討議が実施できるよう案を作成するため意見を伺いたい。

(委員) 要望であるが議員間討議の対象について、議案、請願・陳情以外の「その他必要に応じて」も議員間討議できる現状であるため議論しやすいようにしてほしい。全体にかかわることについて議論したい場合は議会運営委員会で

あり委員以外は議員間討議できない。

(委員長) 全員協議会という場もある。

次回は、広報広聴については先進地の議会への質問事項を考えてきてほしい。議員間討議については実施できるよう案を出すので検討してほしい。

### 3 その他

(委員長) 次回の議会改革特別委員会は8月24日午前10時からとする。

以上で議会改革特別委員会を終了する。